

～消費者注意情報～

消費生活センターから相談を勧めるメールが来た！
～相談者以外の方に消費生活センターから連絡することはありません～

(平成27年11月5日)

相談事例 <「SMS送信履歴のある方に連絡している」とのメールが！>

消費生活センターを思わせる機関から「SMSの送信履歴のある方を対象にメールしている。消費生活に関する質問を受け付ける」旨のメールが送信されてきた。メールには、国民生活センターに似たドメインのURLが記載されていた。今まで、消費生活センターに相談したことは一度もなく、不審だ。どこかの事業者から自分のメールアドレスが漏えいしたのであろうか。

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 消費生活センターや国民生活センターが相談者以外の方にメールを送ることはありません！**

消費生活センター等が不特定の方々あてにメールをお送りすることはありません。

相談事例のように「SMSの送信履歴がある方を対象に」というものだけでなく、「出会い系サイトに登録されている方を対象に」「個人情報が漏えいしている方を対象に」といったパターンのももあるようですので、ご注意ください。

★ 不審なメールへ返信したり、記載されているURLをクリックしたりしないようにしましょう！

送信されてきたメールに、「消費生活センター」、「消費者センター」、「国民生活センター」などの公的な機関を思わせるような名称が記載されていることがあります。メールに返信したり、メールに表示されたURL(ホームページのアドレス)をクリックしたりすると、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費生活センター以外の公的な機関の名称が使われている場合もあるようですが、身に覚えのないメールは無視しましょう。

★ 困ったら消費生活センターにご相談ください！

消費生活センターや国民生活センターを名乗る不審なメールや勧誘があったときには、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。